

企 画 提 案 説 明 書

1 業務の目的

- ・道内で使用される建築材の多くは輸入材であり、ツーバイ材でのシェアはほぼ100%が輸入材である
- ・道産トドマツツーバイ材を生産する製材工場がツーバイパネル工場へ材を納品し、品質は輸入材と遜色ないと評価があるが、輸入材との価格差がネックであり利用が進んでいない
- ・また、輸入ツーバイ材の入荷減や価格高騰により、道産材を求める声も大きくなっていることから、道産材のシェア拡大を図る好機と捉えているところ
- ・輸入材との価格差を圧縮し、道産トドマツツーバイ材の利用拡大を図るためには、製材の歩留まり向上によるコスト低減の取組が必要
- ・トドマツ製材工場とツーバイパネル工場の連携によるコスト低減に向けた取組みの成果を普及させることで、全道での道産ツーバイ材によるシェア拡大を図る

2 業務概要

- (1) 業務名
令和3年度道産建築材供給力強化対策事業委託業務
- (2) 業務内容
内容の詳細は、別添「企画提案指示書」を参照のこと。
- (3) 履行期限
令和4年2月28日(月)
- (4) 発注者
北海道

3 企画提案書の提出に要求する資格

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体も含む。)による複合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本社が所在する都道府県の事業税(道税の納税義務がある場合は除く。)
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - ク 単独法人の場合であっても、地域の関係者と連携を図ること。
 - ケ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

4 業務上の留意事項

本事業は、事業成果の計測や効果検証など事業趣旨を十分踏まえるとともに、次の事項に留意すること。

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、道と受託者が協議して決定する。

5 手続き等

業務の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する申請者には、企画提案書の提出を要請する。

- (1) 担当部課(提出・問い合わせ先)
北海道水産林務部林務局林業木材課木材産業係
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階
011-204-5491(ダイヤルイン) FAX:011-232-1294
- (2) 参加表明書
提出期限 令和3年 5月28日(金)
提出場所 上記(1)に同じ
提出方法 郵送(書留郵便に限る)
- (3) 企画提案書
提出期限 令和3年 6月 4日(金)
提出場所 上記(1)に同じ
提出方法 上記(2)に同じ
- (4) 無効となる参加表明書または企画提案書
ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 企画提案書の提出を要請する参加者等への通知(郵送等)
提出された参加表明書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には企画提案書の提出要請を通知する。また、資格要件を満たしていない者には、その旨を通知する。
- (6) 企画提案を採用する者等への通知(郵送等)
提出された企画提案書の内容を審査・評価し、選定について審査の上、採用された者及び採用されなかった者にその旨を通知する。

6 受託者の決定方法

企画提案者から提案内容を聴取した上で、最も優れた企画提案を選定するため、令和3年度道産建築材供給力強化対策事業委託業務に係るプロポーザル審査委員会を設置し、7に掲げる評価項目について審査・評価を行い、指名選考委員会で選定について審査のうえ、受託者を決定する。

なお、企画提案者が多数の場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行うことがある。

7 評価項目

企画提案書の審査・評価は、以下の事項について行う。

- (1) 実施体制、業務遂行能力等
 - ア 実施体制
業務遂行に関する必要な知識や技術を有し、十分な実施体制が整っているか。
 - イ 地域連携
業務遂行に必要な複数の地域関係者との連携体制がしっかりと築けているか。
 - ウ 業務遂行能力
本業務の目的を十分に理解し、効率的かつ効果的な業務の遂行が期待できるか。
- (2-1) 企画提案の内容(作業手法の検証)
 - ア 提案内容
 - (ア) 道が示す課題に沿った内容となっているか。
 - (イ) 道内他地域への波及性はあるか。
 - イ 検証内容
 - (ア) 検証による明らかとする事項は、合理的かつ効果的な内容か。
 - (イ) 検証の手法は十分検討されており効果的か。
 - ウ 実現性
スケジュールは、委託期間内で適切に実施可能なスケジュールとなっているか。
- (2-2) 企画提案の内容(比較検証)
検証内容と現状の取組が比較できる内容となっているか。

- (2-3) 企画提案の内容(実施結果報告書の作成)
報告書の項目構成は適切か。

8 企画提案書の作成上の留意事項

別添「企画提案指示書」を参照のこと。

9 委託業務

原則として、道は、審査委員会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合は、審査委員会で審査のうえ、失格とする。

失格要件は次のとおり。

- (1) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

10 契約書及び業務処理要領

見積書の金額が、道で定める予定価格の範囲内であった場合、別途、提示する。

11 契約手続き

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付することとする。

契約保証金の納付の免除、給付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条の定めるところによる。

12 その他

- (1) 企画提案書提出要請の通知受理後にプロポーザルの不参加を決めた場合は、その旨連絡すること。
- (2) 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- (3) 提出期限後以降における参加表明書及び企画提案書の差し替えは及び再提出は認めない。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された参加表明書は企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は選定以外に、提出者に無断で使用しない。
- (6) 公平性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。